

広島県告示第六百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成三十年九月十三日までの間、縦覧に供する。

平成三十年八月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道豊島線	呉市豊浜町大字豊島字観音平二二三番四地先から 呉市豊浜町大字豊島字観音平二二三番二地先まで	平成三〇年八月三〇日